

公告第25号

令和元年度から令和2年度にかけて実施した循環型社会形成推進計画について計画期間が満了し、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（令和3年3月31日付け環循適発第2103311号環境省環境再生・資源循環局長通知）15. に基づく事後評価及び改善計画を行い、福島県知事の所見を受けたので、目標達成状況報告書及び改善計画書を別紙のとおり公告する。

令和3年7月29日

猪苗代町長 前後 公

様式第9

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
猪苗代地域	猪苗代町	令和元年度～令和2年度	令和元年度～令和2年度

1 目標の達成状況

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成29年度)	目 標 (令和2年度) A	実 績 (令和2年度) B	実績/目標※3
総人口	14,481	18,500	13,544	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 6,529	10,770	6,247	△6.65%
	汚水衛生処理率又は汚水処 理人口普及率 45.09%	58.22%	46.12%	7.84%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口 1,700	4,300	1,705	0.19%
	汚水衛生処理率又は汚水処 理人口普及率 11.74%	23.24%	12.59%	7.39%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 1,902	2,500	1,881	△3.51%
	汚水衛生処理率又は汚水処 理人口普及率 13.13%	13.51%	13.88%	197.37%
未処理人口	汚水衛生未処理人口 4,350	930	3,711	18.68%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績															
発生抑制、再使用の推進に関するもの																					
処理体制の構築、変更に関するもの																					
処理施設の整備に関するもの	1	浄化槽設置整備事業	猪苗代町	下水道計画区域及び農業集落排水区域を除く町内全域を対象に環境配慮型浄化槽を設置する者（5～50人槽）に対し、その費用の一部を補助する。猪苗代湖流域内においては窒素及びリン除去型浄化槽を、猪苗代湖流域外においては窒素除去型浄化槽を補助対象とし公共用水域の水質保全を図る。	令和元年度～ 令和2年度	<table border="0"> <tr> <td>年度</td> <td>計画基数</td> <td>整備基数</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>17基</td> <td>13基</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>14基</td> <td>14基</td> </tr> <tr> <td colspan="3">-----</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31基</td> <td>27基</td> </tr> </table>	年度	計画基数	整備基数	R1	17基	13基	R2	14基	14基	-----			計	31基	27基
年度	計画基数	整備基数																			
R1	17基	13基																			
R2	14基	14基																			

計	31基	27基																			
施設整備に係る計																					

画支援に 関するも の						
その他						

3 目標の達成状況に関する評価

公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業いずれにおいても目標を達成することができなかった。

目標人口の設定を、平成16年の作成後に見直しをしていない町生活排水処理基本計画の最終年度の人口としたため、総人口や実績人口が著しくかい離れた値となってしまった。ただし、浄化槽の率の部分についてのみ、目標を達成することができた。

公共下水道事業及び農業集落排水事業においては、近年供用開始した地区の世帯を対象に個別通知を送付することで早急な接続を促したところ一定の効果は得られたが、目標達成には至らなかった。

浄化槽設置整備事業においては、毎年度当初に補助対象区域へ各戸一枚の補助制度案内のちらしを配布し周知を図ることでもみとり便槽・単独浄化槽からの転換を促したところ一定の効果は得られたが、目標達成には至らなかった。

そのほかにも、汚水処理対策全般に協力を求めるちらしの全戸配布や町ホームページへの記事掲載等を行い普及啓発に努めたが、目標達成には至らなかった。

残念ながら今計画期間においては目標を達成することができなかったが、汚水処理人口は着実に増加しており、今後も集合処理である公共下水道事業及び農業集落排水事業と、個別処理である浄化槽設置整備事業を一体として実施・継続することにより、汚水処理人口普及率100%を目指して努力していくこととしたい。

(都道府県知事の所見)

全ての事業において、目標値に届かなかったものの、未処理人口は着実に減少しており、本計画による施策が汚水処理未普及解消に寄与したことが認められる。

引き続き、着実な整備を進め、汚水処理未普及解消に努められたい。

様式第10

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
猪苗代地域	猪苗代町	令和元年度～令和2年度	令和元年度～令和2年度

1 目標の達成状況

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成29年度)	目 標 (令和2年度) A	実 績 (令和2年度) B	実績 /目標	
総人口	14,481	18,500	13,544	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	6,529	10,770	6,247	△6.65%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	45.09%	58.22%	46.12%	7.84%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	1,700	4,300	1,705	0.19%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	11.74%	23.24%	12.59%	7.39%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	1,902	2,500	1,881	△3.51%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.13%	13.51%	13.88%	197.37%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	4,350	930	3,711	18.68%

※目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

- (1) 生活排水処理基本計画を長期間見直ししていなかったことにより、過大な目標となってしまうていた。
- (2) 急激な少子高齢化、人口の大幅な減少、建物の空き家化などの複合的な要因により、排水を処理して自然に還すというインセンティブが働かないと考えられる。

3 目標達成に向けた方策

上記2 (1) について

現在、新たな循環型社会形成推進地域計画（浄化槽事業のみ・令和3年度から令和8年度まで）に基づき事業を執行しているが、その前段として令和2年度に生活排水処理基本計画を過去の実績に基づく現実的な値に見直ししたため、過大な目標とはなっていない。

上記2 (2) について

目標達成年度 令和8年度末まで

- ①町広報誌や町ホームページを積極的に活用し、汚水処理の必要性を訴え、更なる水環境保全の意識高揚を図る。
- ②機会を捉えて集落説明会や戸別訪問を行い、生活雑排水が未処理であるくみとり便槽・単独処理浄化槽から、下水道・農業集落排水・浄化槽への転換の必要性を直接啓発することで、汚水処理未普及の解消に努める。

(都道府県知事の所見)

人口動態に注視し、汚水衛生処理人口の目標を精査するとともに、住民への普及啓発を行うなど、引き続き汚水処理未普及解消の促進が図られるよう努められたい。